

1. 件名

日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリング（64）

2. 日時

令和2年10月21日（水）14時00分～15時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁：

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、松田安全審査官、大塚安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

日本原燃株式会社：

開発設計部長、他12名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しているため、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1 審査方針を踏まえた生活環境の状態設定について

資料2-1 10月2日ヒアリングにおけるコメントへの回答

資料2-2 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について  
第四条 地震による損傷の防止（3号廃棄物埋設施設）（抜粋）

資料2-3 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について  
第八条 遮蔽等（3号廃棄物埋設施設）（抜粋）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	定刻となりましたので、本日のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:08	まず
0:00:10	本日ですけれども、内容としまして、
0:00:15	来月、11月2日の審査会合の内容の確認と、あと、
0:00:23	ヒアリング10月2日に行いましたもののコメント回答の確認を
0:00:29	行いたいと思います。
0:00:31	そうですね。
0:00:33	inch2 というと、規制庁の鈴木です。
0:00:40	まず全体的なお話をさせていただきますとおっしゃった
0:00:49	資料1の審査方針を踏まえた生活環境の状態設定についてですが、これは充実化させていただきたいということがあります。詳細は後程に説明させていただきますので、
0:01:04	2点目ですけれども、前回会合、9月7日のコメント回答についてですけれども、
0:01:13	今いただいている資料が
0:01:18	その回答という
0:01:20	ことになってないといえますかねと。
0:01:22	今回いただきたいのは、提出提示していただきたいの審査会合用の資料だったものですから。はい。そのような
0:01:33	所形式にさせていただきたいということがあります。
0:01:41	伊藤。
0:01:42	そっこの点です。まず、
0:01:47	詳細は後程になりますけれども、
0:01:51	ちょっと別の、ちょっともう1個つけて、まず資料2-1の
0:02:01	トイレ。
0:02:06	コメント②についてですけれども。
0:02:10	これは今回はあくまでも、前回審査会合の回答ということで、まず
0:02:19	廃棄体の表面線量当量率の設定10秒。
0:02:24	変えましたというところだけをとりあえずお願いしたいと思ってます。したがってコメント②の下から5行目の5社から五行ですかね
0:02:34	耐震重要度の評価っていうのは人までちょっと
0:02:37	取っていただければと思います。
0:02:39	はい。
0:02:41	で、
0:02:43	後ですね

0:02:46	二つ目ですけども、
0:02:50	埋設クレーンのことについてですけど、コメント3ですね。
0:02:55	これも
0:03:00	資料としましてその安全機能を有する施設に含めないっていうことを
0:03:07	書いていただければと思います。
0:03:10	というのは
0:03:12	2014 回新事業の評価につきましてもコメント④ですけどもこれも
0:03:20	重畳して、
0:03:23	評価したってようなことがわかるように、
0:03:26	資料をつくっていただければと思います。
0:03:31	それとあと、
0:03:33	前回の
0:03:35	塩素 36 の管理についてですけども、これも
0:03:39	審査会合のよう用の資料として、
0:03:43	出ていただければと思います。
0:03:48	あと、
0:03:49	そうですね
0:03:51	10 月 2 日のヒアリングのコメント回答の廃止施設の効率とか排水行為について はまた
0:03:59	後程、
0:04:01	私、
0:04:03	ここまでよろしいでしょうか。
0:04:20	ありがとうございます。日本原燃島田です。
0:04:22	5 点だけ確認させていただきたい内容がございまして、はい。
0:04:27	前回の前回の審査会合において、
0:04:31	埋設クレーンのところでは、
0:04:34	規制庁様のほうで少し検討させていただきます。
0:04:40	議事録が残っております、
0:04:43	それに対しては私たちとしては、
0:04:48	のクレーンは安全機能に該当しないというお答えを。
0:04:53	次回の審査会合で、
0:04:56	お作りしてお持ちすればよろしいという認識で。
0:05:01	いいのでしょうか。
0:05:08	はい。
0:05:15	で、原燃からは、

0:05:18	今までは安全機能がないっていうのは
0:05:22	昔はいただいて、
0:05:28	それに対する回答とあわせて、
0:05:34	はい。
0:05:38	ですから、
0:05:43	はい。
0:05:45	で、
0:05:48	はい。
0:05:51	はい。
0:05:52	うん。
0:05:58	それでは、
0:06:08	どうぞ。
0:06:10	はい。
0:06:14	でも、
0:06:14	それから、
0:06:24	何かできるんですね。
0:06:33	はい。
0:06:36	ここで、
0:06:42	また、放射線障害
0:06:44	以上
0:06:53	はい。
0:06:55	規制庁の岡です。シマダ聞こえました。
0:07:00	はい、聞こえております 4000 お待たせしましたえとですねちょっと中で確認してたんですけども、確かに前回ご説明をいただいて、それでこちらで今は規制庁が持っている状況ですので、中で、その埋設クレーンなったり前回の審査会合での御説明内容で
0:07:20	どうかという議論しまして、いいと思ってるんですけども、前回ですね審査会合の場で質問に対しては口頭で御説明いただいたと思っております、次回の審査会合の際には、御説明お上落とした状態で、
0:07:37	ご提出いただき、再度ご説明いただいて、そういうことであれば、オッケーですよってのを審査会合の中で言うと、そんなこと考えております。
0:07:50	日本原燃島田です。わかりました前回説明させていただいております。前月平滑化等を回位説明させていただこうとしていた資料を組み合わせたものを新たに審査会合への資料として製作するようにします。
0:08:10	はい。規制といえば、お願いします。

0:08:13	はい。
0:08:25	いや、
0:08:26	例えば、
0:08:29	はい。
0:08:34	資料 1-1 ポイント切実で説明して、
0:08:49	規制庁の多田です。ですね、先ほどの資料 1 の診断方針を踏まえた生活産業状態設定のもう少し資料を充実させてくださいというお願いしているんですけども、ちょっと幾つかですね、ポイントをこちらから
0:09:07	読んでみておられないと思うポイントを申し上げます。
0:09:12	一つが、
0:09:15	これ水議論に関しての話を書いてあるんですけども、土地利用に関するものが後程補足説明資料のほうに書いてあるんですが、土地利用に関するその状態設定が心拍補修踏まえて考えるつもりがあるのかなのか、これはちょっとわからないと。
0:09:32	ということで、ちょっとそこについて記載を充実化させていただきたいと思います。
0:09:47	日本原燃のコザワでございます。ご承知いたします。できるようにでも改めて抽出方針を踏まえてどう考え発表整理します。はい、よろしく申し上げます。次にですね評価対象個人の設定の考え方なんですけれども、
0:10:04	最も厳しい視線調査量は最大の選定線量を受ける個人ということで従来と同じやり方だと思うんですが、最も可能性の高い自然事象シナリオのほうが現実的な当然その集団線量を要する。
0:10:21	ここではないというのは認識してんですけども、いわゆるその社会の中で、より多くの方が被ばく状態がきちんと守られているかどうかを確認するというふうには前回整理しましたので、そのですね、その最も可能性が高い評価等、
0:10:38	支店長シナリオの評価対象個人をどう考えるかっていうところについても、あわせてですね、
0:10:45	評価対象個人の設定の考え方を追加させていただきたいと思っており、
0:10:58	原燃でございます。
0:11:06	今評価対象個人はですね、
0:11:11	最も可能性があるんでしょう。
0:11:14	あと、厳しい自然現象、いずれもと同じ考え方。
0:11:19	整理はしていると思いますけど、それを分けて考えるべきという
0:11:26	保守的にそれぞれ分けて考え方の整理、

0:11:31	するようにということを取り出してよろしいでしょうか。はい、規制庁の多田です。所探查はこの通りなんですけれども、ちょっと誤解がないようにですね、少し補足いたしますと、規制委員会の中でも議論をしたように、最も厳しい支店長シナリオいわゆるその線量拘束
0:11:51	上の社会の中で、その例えば5世紀についてですね、確率分布を聞いたときに、その一番その線量が高い側の人たちでそういう人たちだっても線量拘束値をちゃんと満足することを確認しておりませんで、最も可能性が高いし延焼シナリオは、処分施設の防護性の許すなるので、
0:12:11	その確率分布の一番高いところ、より多くの人たちがバックする総線量もな。最適化されていることを示すということなので、
0:12:22	原理的には今の現在の申請では両方とも居住者一番もその一つ評価することになってると思うんですけども、追設ハウジョウ丸とそこを変えなきゃいけないはずなんですわね。
0:12:35	ただ一方でその保守的な設定を妨げるものではないということになっているので、
0:12:43	最終的にどう設定されるのかというのが減算の考えであると思うんですけども、政策方針踏まえて、まずそのターゲットとして、可決と高いところを厳しい最も可能性が高いほうではねられないといけないので、
0:13:00	そこのそれを踏まえて、評価対象個人の設定をどう考えてるのかっていうところを
0:13:06	御説明いただきたいという趣旨です。
0:13:10	日本原燃のコザワでございます。今の御説明で、内容は理解いたしましたので、少し考え方。
0:13:19	整理いたしまして、経営資料のほうに反映させて、
0:13:23	はい、よろしく願いいたします。3点目がですね今度パラメーターの話です。
0:13:30	今提出いただいた資料は生活環境の状態設定なので、パラメータは入ってないんだと思うんですけども、
0:13:40	政策法制踏まえると、パラメーターのところも込みでですねこういうパラメーターでこういう保証されておりますので、所もですね同じように、可能性が高いものと厳しいもので等のパラメータ設定にするのか。
0:13:57	これを追加させていただきたいと考えております。
0:14:04	日本原電の講座でございます。
0:14:06	今日、
0:14:08	(ウ)
0:14:10	代表的なパラメーターということで、規制委員会の方で掲げた四つ。

0:14:18	のパラメーターの考え方を整理していますけれどもそれ以外も含めてすべて生活様式正確なパラメータは、
0:14:28	きちんと考え方を整理して準備するということによろしいですかね。そういう意味ですとノメーター根拠主義という中に、
0:14:36	生活様式に関するパラメーターがございますので、そちらをまとめて整理して、
0:14:43	質疑ということによろしいのでしょうか。
0:14:46	当規制委員会の岡でございます。としてパラメーターポンプ挙手みたいなのです。ね。具体の個々のパラメータ1個についてこうこうこうっていうやつも必要だと思うんですけども、その前段階として、
0:15:01	設定の考え方ですね、審査補正踏まえてそれぞれどういう考え方で設定するのかってところがまずあの文章書いていただいて、その考え方に基づいて具体のパラメータ変化するところになりますけど、根拠数であるというふうにしていたらいいかな。
0:15:19	日本原燃のコザワでございます。承知いたしました。まずパラメータ全体の考え方、
0:15:25	整理して、
0:15:29	個別には資料としては準備しますが、まずはその転賃の
0:15:33	考え方を整理して準備したい。
0:15:37	きたいと思います。
0:15:40	どうぞよろしく願いいたします規制庁の大塚です。
0:15:43	ですね。
0:15:45	今のところがそのパラメーターのを、すみません、資料を充実させていただきたいということで若干ちょっと細かい話をさせていただきたいと思うんですけども、Fですねまず
0:15:58	今回ださ提出いただいた資料の中で幾つかの引用文献を引用されてるかと思えますので、一応ですね審査方針の中で最新のものに基づいてやってくださいという話になっているので、ちょっとお願いしたいのが二つあって、
0:16:16	これ
0:16:20	資料の系統なんか年次を見ると、
0:16:24	40年ぐらい開きがあるんですね、2020から302020年のものが1988年のものが結構その幅広いですとあるんですけども、これ以外にないことを証明することはおそらくできないと思うので、これがその最新の統計に基づいてやってやってみるとその原燃さんが

0:16:44	考えているその最新の凍結がこれだということを文書及び追加していただきたいと思います。
0:16:49	で、合わせて、それぞれの文献のここに書いてありますけど、ちょっとそれぞれ該当ページのコピーか何かをいただけるとありがたいです。
0:17:05	日本原燃のコザワでございますよういたしました。
0:17:12	今用いてる文献が安心かどうかというところのケーブルピットとは到底します。こちらは、こちらは審査
0:17:24	聞いたかにも資料としてではないということでもよろしいですね、該当ページの
0:17:31	江別市は、
0:17:34	別途お送りする形でよろしい。
0:17:38	規制庁の岡でございます。該当ページの次は審査会ごと切り離しいたいてこちらで確認するための資料
0:17:47	中には、おそらく御社独自の調査のものがあると思うので公開できないものもありますので、こちらの確認用ということでしたければと思います。
0:18:00	囊下の方は後で関連で、資料 1-2 ページの下から 3 行目のところに、
0:18:09	畜産業においては一般的に水道水が利用されているって書いてあるんですけども、その根拠ですねえと側溝は、そうシナリオ設定をしたりとか被ばく経路の設定をところでえと考え畜産を関係考慮しないという一つ大きな判断根拠には、
0:18:29	ここは根拠を示していただきたいと思います。今何も入れさせていけないので、
0:18:37	日本原燃ことでございます。承知いたしました。
0:18:42	一部
0:18:43	操作で操作した情報の公開情報ではないところもでございます。今ご指摘畜産業が必要な情報はお出ししたいというふうに思い、
0:18:57	以上です。
0:18:59	規制庁の岡でございますよろしく願いいたします。
0:19:04	はい。
0:19:09	ですね。
0:19:11	規制庁の岡でございます。それとですね、今がその資料の充実でお願いしたいんですけどええと、ちょっと幾つか細かい確認をさせていただきたいんですけども、
0:19:25	まず一つがですね、
0:19:30	そう。
0:19:36	最も可能性が高い自然事象シナリオで、



0:19:40	今回敷地周辺のサービスを利用した考えの方を排除しますと、最も可能性が高いような、現実的ではないので、最も厳しい方法で評価しますと言っています。
0:19:56	で、その理由が現在中央操作を使った水素、
0:20:03	考え農業が行われていないからですという理由に
0:20:09	見たんですけれども、
0:20:11	その理解は正しいですか。
0:20:20	日本原燃のコザワでございます。
0:20:24	水も利用しない。今おっしゃった通り、
0:20:30	現在利用していないというのと、あとは
0:20:34	以前、
0:20:36	ですね、それでできたの宅地が減少傾向にあるということで、新たにまた水田な
0:20:43	作られるってということも、
0:20:46	可能性としては低いであろうということで、
0:20:51	厳しい確からしいシナリオから除外してございます。
0:20:57	規制庁の岡です。今二つ。そうすると除外した理由は二つあって一つがその水田が減少傾向にあるという将来予測の話と、もう一つが、今使われていないというふうに書くということですよ。
0:21:12	で、総合したときにどんの整合性としてですね、跡地居住、これは最も可能性が高いシナリオのほうで考慮していますので、現に御社の敷地の中に進んでいくとません。それは大阪のスギタ。
0:21:31	で、その論理の整合性についてはいかがでしょうか。
0:21:42	日本原燃小澤でございます。
0:21:45	跡地利用に関しましては今現在は当然、当社の敷地Eでございますので住宅等はない状況ですけれども、
0:21:59	水利用と違いまして、やはり
0:22:05	ある意味
0:22:08	なんです、水の利用しやすさというのはないということがあると思いますので土地、そういう広大な敷地があれば、当然住宅を建てるということは、
0:22:20	考えられるとそこは通常、
0:22:27	明らかにその住宅地として適さない土地であれば、そこは排除できると思いますけれども。ある程度
0:22:36	広い敷地があるとか広い土地があるということでそこは伏角顔が中京させるといふことに利用される可能性的を考えてございます。

0:22:49	規制庁の岡でございます。ちょっとこれ以上の議論は政策大綱の中でさせていただきたいと思うんですけども、
0:22:57	ちょっと私の個人的な感触を言うんですね、
0:23:02	まず当埋設周辺で今ここでは多い側に尾根に考えておいて側の活性する使ったって考え農業していますというふうに
0:23:13	でまああの川なんかそうなのかってのはそれはいろんな問題なんですけれども、ちょっと思うんですが、いわゆるその表流水を使って考えないというのが現在一般的な生活様式です。
0:23:27	で考えるとですね、その作付け面積が減少傾向にあるというのはそうなのかもしれないんですけども、その将来予測はしないので、今、現に水田がありますと、今現に表流水を使うんですと、
0:23:44	いうことであると個人的にはその将来、表流水である中央沢、
0:23:53	を使った考えてるのはやるんじゃないかなというのがいいと考える。やると考えるのが可能性が高い状態だけじゃないかなと個人的には思います。またその辺は審査会合の中で議論
0:24:13	ですね。
0:24:17	4 ページなんですけれども、
0:24:25	向性Pの水産物Mの仕様規格係数の設定の考え方の 2 パラ目。
0:24:32	漁業従事者薬物の一文字箇所。
0:24:37	していることから、
0:24:40	設定値は現実的かつ保守的に、
0:24:46	で書いてあるんですけども、ちょっとこの説明が消費者係数の定義等へと合っていないような気がしていて、といいますのも、主蒸気係数の定義ってもともと年間に食べる魚のトータルの量のうちの何%が
0:25:04	汚染されたものですかっという
0:25:08	そういう定義だと思うんですね。
0:25:11	で、
0:25:12	今この 2 パラ目に書いてあるのは、TRO1の一部自家消費するからって書いてあるんですけどもちょっと論理がとんでるような気がしていて、
0:25:23	例えば
0:25:25	漁業従事者によらず一般的な生産摂取量がななんぼ何kmで、その漁獲量はそれを上回っています。
0:25:38	その後、

0:25:39	年間の摂取量に対して、それ以上の漁獲量があって、それをこの自家消費するというのが一波一波が来てた保守的に考えられるね皆話であればわかるんですけども、ちょっとほぼ今どんどんどんどんふやしていく。
0:25:53	いるんですが、ちょっと私の理解が間違ってますでしょうか。
0:26:02	日本原燃のコザワでございます。
0:26:08	ご指摘の通り、一部自家消費してるっていうんであると全貌自家消費してるわけではないので、そこに何らかの
0:26:20	市場規格があるんじゃないかという御指摘だと思いますね。
0:26:27	そういう意味です。保守的に1っていうところは問題はないと思いますけれども、ただ
0:26:34	やはり自家消費しているという事実があるということでちょっとどの
0:26:42	サカヤなどのどれをっていうところが統計常時きちんと整理できてない、できないっていうところもございましてちょっと自家消費しているという事実だけを考慮して今は現実的に保守的っていう
0:26:59	ここで1というふうに考えています。
0:27:02	あと橋脚摂取量自体はですねちょっと淡水量だけを対象にしていますので、当然
0:27:10	海水様。
0:27:12	2よりちょっと市場規格っていうのは当然考えなくていいというふうにはおりません。
0:27:19	規制庁の大塚でございます。
0:27:22	細かい話をする気はサラサラなくてですね、単にその市場希釈係数の定義とここでの書きぶりがちょっと解せ少しずれてませんかということでした
0:27:35	もう1回確認して、何があれば審査会合の場で寄せいただきたいと。
0:27:42	いけない。承知いたしました少しこちらでも
0:27:47	記載のほうがちよっと考えたいと思います。
0:27:52	規制庁の大塚でございますので、同じパラグラフで、現実的かつ保守的にっていうか、
0:28:01	はい。
0:28:01	出されてるんですけども、これは現実的であり、保守的であるというのはどういう意味でしょうか。そもそも定義ではないということですが、
0:28:12	日本のサワキでございますけれども、この御説明とも
0:28:17	契約かぶるかもしれませんが、やはり自家消費しているという事実だけを考えますと、それが上、1って考えるのは現実的であり、かつ緑地より大きい数字はありませんので、
0:28:32	保守的でもあるというふうに考えている、どちらかというと、

0:28:37	現実的に設定すると、うちで、それが最も保守的な値であるということで、今現実的かという御指摘という記載がございます。規制庁の太田でございます。設定と言葉の使い方にはわかりましたありがとうございます。
0:29:24	私からの被ばく管理ということでございます。
0:29:30	これは
0:29:47	その主語です今回次回の審査会合用の資料のイメージで、
0:29:57	資料1はもう少し出してるのかなと思ってはいるんですけど。
0:30:01	このページにその今の資料1の補足説明資料で、
0:30:06	まとめ資料の見え消しみたいなものを作ってるんですが、
0:30:12	審査会合でも、これはっているような形んでしょうか。
0:30:20	日本原燃の布田でございます。審査会合ではですね、いっぱい予定は
0:30:27	添付はつけて、なるべく
0:30:29	応募件数以外のところできちんと御説明ができるような資料に行きたいというふうには思っております。
0:30:39	まとめ資料はまた別途、
0:30:42	alという形で考えておりますけれども、
0:30:48	それでよろしいでしょうか、委員長の方でぜひちょっとまとめ資料というものが一応資料としては設定としてはもらってるんですけども、
0:31:00	この審査会合とかでこれに自体については日程はないので、できれば、その前審査会合マニュアル化まとめ資料の前のところで、今日完結するような資料にさせていただけると思います。わかりますのでご検討いただければと思います。
0:31:21	日本原燃のコザワでございます。承知いたしました。
0:31:34	規制庁の鈴木です。
0:31:36	では
0:31:39	そういうものにつきますけれども、
0:31:45	はい。
0:31:47	資料2-1。
0:31:50	10ページ目を
0:31:52	いただきたい。
0:31:55	はい。
0:31:57	コメント⑨、
0:32:03	1ヶ月間でパッケージ開きました。
0:32:09	規制庁の鈴木です。これ前回です。
0:32:15	審査会合では

0:32:18	廃棄体の表面線量当量率の設定の妥当性について説明してくださいとお願いしましたので、平常時と地震時の評価の違いについてという。
0:32:32	今回のこのような資料ではなくて、
0:32:35	先ほども申し上げましたけれども、系統、
0:32:42	表現通り容器線量当量率の設定値を閉を図って、
0:32:48	再評価しましたことがわかるような資料にしていきたいと思います。
0:32:55	それで
0:32:57	下から五行の地震の
0:33:01	重要度評価とかちょっと取っていただいて、それで述べてもらえばと思います。
0:33:09	あと、
0:33:10	3 ページ目の
0:33:13	第 1 表第 2 表と、このへんの繋がりがこの文章だけではわからないものだから、
0:33:20	わかりやすいように説明いただければと思います。
0:33:28	日本原燃の島田です。こんなようなので、
0:33:35	わかりやすいような記載として見直していきます。
0:33:41	当整合図ったところから、平常時の評価でこうなったという 23 マイクロになったという。
0:33:50	内容を審査会合の資料として作成すると。
0:33:55	いうことでよろしいでしょうか。
0:33:59	はい。
0:34:00	それではよろしくお願いします。
0:34:02	はい、わかりました。
0:34:07	すみません、規制庁のほうですけれども、ちょっと資料が若干ちょっとわかりにくいなと思ってるところが総放射エネルギーを本数でもって、
0:34:22	ネットマそこから第 1 表に示す通り、今回は伊藤表面性に影響を
0:34:29	を設定してると思うんですけど、1 号 2 号は有意義と 14 ページ平均出てきた結果として結局 10 一つそれは許可のほうで最大 10 だってるからだと思うんですけど、
0:34:46	ちょっとそこら辺の説明とかもう、ちょっと抜けているんで、非常にちょっとわかりづらくてですね、できればこの言葉で補っていただきたいなと思うんですけど、よろしいでしょうか。
0:35:03	日本原電シマダですと、こちらはもう、わかりやすいように、
0:35:08	平均化して、なんで 10 になっているかというところを補足する。
0:35:13	文章で、

0:35:15	担当津波にしていきたいと思います。よろしく申し上げます。
0:35:20	はい、わかりました。
0:35:26	規制庁の鈴木です。
0:35:28	4 ページ目のコメント単語お願いします。
0:35:31	はい。
0:35:33	すみません。
0:35:35	はい。
0:35:37	はい。
0:35:38	はい。
0:35:39	すみません、規制庁の嶋です。資料 2 号、
0:35:44	1-
0:35:46	ところでWet素子が質問したところに関係するんですけども、回答の第 2 パラグラフの一番下のところ、
0:35:54	また以降なんですけど 1 号及び 2 号廃棄物埋設施設においてはすでに埋設済みの
0:36:02	埋設設備については実績値を用いるとともに、今後埋設する廃棄体の表面線量当量率は 3 号埋設施設、施設と同じ 2mSv/hとしたと書いてあるんですけども、
0:36:17	これってどうどういう設定になるのかっていうのも合わせてわかるように資料の記載をしてもらえますでしょうか。
0:36:27	はい。
0:36:33	はい。日本のシマダです。こちらは、
0:36:38	前回までやっていた評価内容について説明している内容ですので、そちらについてもしっかりした以外に倒壊等が必要だということで、
0:36:51	ご意見をいただいたと認識すればよろしいでしょうか。
0:36:57	すみません。
0:37:01	今私から御指摘したところ、
0:37:05	今回資料を提出している第 1 表の 1 号 2 号、
0:37:12	dに記載している内容との
0:37:15	関係なんですけれども、
0:37:17	そこがわかるようにしてもらえば、
0:37:20	そこがわかるようになっておればよろしいということですね。はい、そちらの記載については一度検討させてもらって、
0:37:29	記載を充実していきたいと思います。はい、よろしく申し上げます。
0:37:33	はい。

0:37:38	はい。
0:37:44	規制庁、鈴木です。
0:37:47	4 ページ目のコメントもあるため、
0:37:50	見ていただけますでしょうか。
0:37:54	日本原燃島田です。4 ページ目でございましたのでお願いいたします。
0:38:00	規制庁、
0:38:04	今回の埋設クレーンの自動化ですとか遠隔化っていうのは、
0:38:10	ありますけれども、安全機能を有する施設に含めないということについて、
0:38:16	説明いただければと思います。
0:38:18	内部被ばくとか外部被ばくという
0:38:21	あと、
0:38:23	一方ですけれども
0:38:25	要はその機能の損失によって公衆または従事者に放射線障害を及ぼす恐れがありませんということ
0:38:34	説明いただければと思います。
0:38:38	このような資料にしていいただければと思います。
0:38:44	日本原燃島田でインターロックウール等を設けていることも含めて安全機能を有する施設ではないという記載するかということによろしいでしょうか。
0:39:10	これ、
0:39:26	委員長。
0:39:27	規制庁のすごいすみませんちょっと今の鈴木から資料説明がちょっとわかりづらかったかもしれないんで、ちょっと補足なんですけど
0:39:37	今回、今のヒアリングの冒頭でするからたように前回の審査会合での、そのようなコメント等への回答という形でちょっと作って欲しいということで、要は今いただいている資料は単に被ばく評価の話になってるんで。
0:39:55	結果としてちゃんと安全機能を有する施設にはだから該当しないんですが、この結論をですね、回答として作ってくださいと。そういうことです。よろしいでしょうか。
0:40:10	日本原燃シマダ。
0:40:15	結論として、安全機能というかなというふうに結びつけるということで資料を作成したいと思います。
0:40:22	よろしく申し上げます。
0:40:24	はい。
0:40:29	規制庁の上で、
0:40:33	いうの

0:40:34	コメント周りをもう同じなんですけど、冒頭でお話ししましたけども、それも
0:40:42	1 日間を
0:40:44	重畳させる。
0:40:45	ということがわかるような資料に、
0:40:49	すみません、規制庁の坪井さん。
0:40:52	前回の審査会合では
0:40:56	クラス、耐震クラスの重要どう分類を、
0:41:00	当する際の根拠として、
0:41:07	3号とか2号とか規模とか、その重畳するんじゃないかと、3号だけっていうのはおかしいんじゃないかというコメントだったと思うので、
0:41:17	これ結論として、ちょっと前回のヒアリングでも、
0:41:22	ちょっと念押しで聞いたんですけど、これ合算Cをもとに、クラス分類するっていうそういうことでよろしいですね。
0:41:34	日本原燃島田で考えで問題ございません。委員なんです。
0:41:42	先生方にもこういうものを提出させていただいております、6 ページの
0:41:50	一番下の段になるんですがそのキーロックはっていると。
0:41:56	4 ページの約 1.35。
0:42:00	で発生する恐れがあるということで、ここに
0:42:04	評価としては全部を含めてという記載をさせてもらっておりますので、
0:42:12	このような形で、
0:42:14	向かえないでしょうか。
0:42:17	TRACE5 です。すみませんこっちの資料渡し見落としてました。
0:42:23	はい。
0:42:23	結局、
0:42:40	規制庁のすごい合算値で評価するっていうことが書いてあるんで、ここは結構です。
0:42:47	次回の審査会合の資料として、そこでくらすむ。では強化しますということをちょっと資料として明示していただければと思います。
0:43:03	はい、日本原燃島田です。わかりました。
0:43:22	やあ。
0:43:30	規制庁の殻を仮設資料 2-1-1 ページ目ですね。
0:43:35	予算上の廃棄施設の関係のことでちょっと一つ、
0:43:40	お伺いしたいんですがよろしいでしょうか。
0:43:44	日本原電シマダです準備はできておりますのでお願いいたしますどう書いていただいたんですがやはり我々の意見とどうも違うようで、我々はですね、その



	※について書かれたように、これらのほうも排水工を廃止するという意識で今までと変わっておりませんで、原燃さんにお伺いするんですけれども、
0:44:04	最後のページですね、現在の考え、
0:44:08	ポリヤの最後のページなんですけど、関係ないというところで、
0:44:12	赤字で書いてあるところの2番目の丸の2番目の丸のところ赤字で書いてあるところですが、コピー濃度を超える廃棄もしくは搬出用前提していると、そのように並べてるんですけれども。
0:44:27	これ考えるじゃあれですかね、告示を超えないようなものは放射性廃棄物にならないと、こういう考えだということですか。
0:44:39	日本原燃島田です。そういう解釈ではございませんが、全体として告示濃度を下回っていることで、放出ができるという判断基準であると思っております、ここで書いてある内容として、こちらの解釈としてはあくまでも
0:44:56	この告示濃度を超えるものに対して処理をする能力を有する施設であるということが大前提だと思っております。
0:45:04	したがいまして、そうは言いつつ、本事業においての
0:45:10	ええと、気体廃棄物の施設は当初から該当させていただいております、
0:45:17	廃棄体、議会の廃棄物処理におきましては、
0:45:23	はい程度液体処理件。
0:45:26	にて濃度を低減する排水工認については、
0:45:31	その提言を考えている設備ではございませんので、該当しないと整理をしているんだと認識しております。
0:45:40	規制庁の金岡です。その認識は言うまでもなく、公開しているんですけども、そうするとあれですか13条で今その放出放射能で評価されて被ばく評価がかかりますよね。あれ、液体廃棄物からの放出の評価であるとかやっただいて機体廃棄物からの
0:45:57	被ばくの評価をやってるんですよあれは放出は改版9×被ばくについては、
0:46:05	放射性廃棄物でないというそういうお考えだということになっちゃうと思うんですか。
0:46:14	日本原燃島田です。そこは廃棄物ではございますが、
0:46:20	提言して排出するところの考え方だと思うんですか。
0:46:26	その辺でどのように行う財政課よろしいでしょうかね。ここで受けるのはあくまでも処理することを考えているものだと思っておりますけれども、あるかないかではないというところではないのでしょうか。
0:48:03	マイク。
0:48:09	はい。

0:48:11	すいません、規制庁のすぐですけども、
0:48:15	今告示濃度を上回るとか会員には当然処理をする人質量が低減とかさせる必要があるっていうかそういう施設を置いてもらう必要があると思うんですけども。
0:48:29	いずれにしてもですね。
0:48:34	核物質とか扱っているところから出てくる。
0:48:38	そういう放射性の廃棄物っていうのは、
0:48:42	排気施設によって廃棄されるものと、いうふうに我々は理解してますんで、機体廃棄物につきましては、6ヶ所の埋設設備においては、処理をする必要はない。
0:49:01	だから処理施設は必要ないっていうのは重々承知してるんですけども、
0:49:06	事業規則のほうで今、
0:49:11	許可申請書に記載する記載すべき事項ということで、廃棄物の廃棄施設っていうくくりの中で排気孔の位置とか排水交-1って書いてますんで、これは明らかに廃棄施設の一部というふうに
0:49:29	見るべきっていうふうに我々は考えてます。なのでその処理をするから廃棄施設なんだ市内から廃棄施設じゃないんだっていうことはちょっと違うと思ってますがいかがでしょうか。
0:49:50	日本原電の古沢です。すいません。ちょっとじゃあの確認だけになりますけど、参考の資料のところにはですね、三島一側のほうに書かせていただいております。
0:50:03	より進めるの上もここにですね、期待例えば気体がかっこいいリーダーのところの(1)の気体廃棄物の廃棄施設の括弧に入れるの液体廃棄物の廃棄施設という記載がございますのでここに先ほどおっしゃった通り排気孔或いは排水工の位置を書きなさいと。
0:50:22	ということになってますので、その下の事業所において行われる排気の第19条のところ、
0:50:30	ここですね、3号の方。
0:50:34	参考ですね、使い状の放射性廃棄物と
0:50:38	次に掲げるいずれかのほうに配置することとありましてとろがあっけいが廃棄施設によって排出することと、
0:50:45	なんのでまず葉っぱの大きな入ってるのほうのハイツ施設の中に気体の場合はこの廃棄施設、
0:50:52	から廃止することと、或いは廃棄槽において保管廃棄することという要求があるとその下の4項にですね。

0:51:00	当然合意の方法により廃棄する場合はという記載があつて、ロッカーとか、
0:51:06	放射能の時間による減衰と多量の空気において行う希釈みたいなもので低減させることと書いてあります。今し方間合い機構が仮に廃棄施設ということになった場合にですね、どっかとか解釈とか言った機能、
0:51:24	は別に告示濃度以下であれば、別に必要ないという理解でよろしいでしょうか。
0:51:30	理解でよろしいですか。そもそも要は許可の段階で、そこは必要ない施設だというふうにして許可しますので、全くもって必要ないというふうに思います。
0:51:48	日本原燃フルタです。承知しました 4 コマと排水がもう 6 項のほうも告示濃度以下であればそういった機能はなくても用意することで、時しました。
0:52:04	規制庁金岡です。承知いただいたということであれば、この記載ですねもう 1 回検討し説明修正をお願いして修正お願いできるということでしょうか。
0:52:20	日本原燃島先生内容につきましては、議会はいたしました。
0:52:26	スキーム。
0:52:28	この排気孔排水を主要な設備として、
0:52:33	記載のフロアと。
0:52:35	ということになるとは思いますが、
0:52:38	当機構のほうにつきまして、
0:52:42	決議はないんですけど、せっかく矛盾が発生するものですが、
0:52:48	このようなイメージで記載をすれば、スムーズに審査が進むのでしょうか。
0:52:55	規制庁のすごい構造とか各区ものがあると思うんですけども、要は廃棄施設はあると。ただ処理する施設がないとって入ってちゃんと配慮もあるということに記載していただければいいのかと思いますが、
0:53:16	はい、はい。
0:53:18	少しその辺も含めて一度検討させていただきます。
0:53:24	最後ですが、
0:53:27	この記載して評価と変わってしまうんですが、この既許可と変わってしまう理由と比率としては、今までの解釈と少し認識が
0:53:38	その変わったというところで、この辺という考えで、
0:53:44	これがよろしいでしょうか。
0:53:49	今後、
0:54:17	すいません、規制庁のすごいです
0:54:20	今んでしょうか。
0:54:24	廃棄施設でしれっと記載してもらえれば、

0:54:28	特段そこももとのなかったものを入れるわけでもないんで。
0:54:33	中でいうとかもなく、
0:54:36	エントリーしてもらえればそこは構わないと思いますけれども、
0:54:44	日本原燃の島田です。そのように言っています。多いときながら、今後のコード資料で何も書いてないとまた議論が発生するのではないというところの一抹の不安が残ってますので、
0:55:01	ですね、今、記載の明確化とか、良い記載の仕方があると思いますんで。
0:55:14	今先ほど申し上げた通り何か変わるものでもないんでそこはそんなに目立たないような何か表現例しておけば、誰も気づかないと思いますけど。
0:55:26	まああの的にちょっと表現を考えて取りしていただければと思います。
0:55:34	はい。少しこちらで検討させていただきまして、当面資料及び補正書のほうに記載する形になると思いますので、そちらのほうでお示したいと。
0:55:47	思いますね。
0:55:48	正式な回答としてはどこかのヒアリング等でこういうふうになりましたという形でお答えする形でよろしいでしょうか。
0:55:59	規制庁のかな、こちらの今お答えいただいたので完新統ヒアリングで受けたということで結構だと思いますよ、これにハウジョウ保守管理方法をとります。
0:56:09	そういう費用だから、またこれに時た記載に修正をお願いして、補正書が造成それに向けてますんでそこで最終的に我々はやっぱというふうに
0:56:20	だけれども、問題ないと思います。
0:56:23	はい、わかりました。今回小室君が議事録となるということでよろしいということですね。
0:56:30	はい、結構です。
0:56:32	はい、ありがとうございます。規制庁のすごいですね、1点確認したいんですけども来たEはそうすると指定と。
0:56:41	覆土完了後の
0:56:47	はいはいはい遂行ない何桁はあるな。
0:56:52	覆土完了も排水効果だということで、それからハウジョウ。
0:56:58	そういうことで、設計と規制庁の金岡でつ
0:57:03	また3 これますでしょうか。
0:57:06	はい、日本原燃の島田です。聞こえております。完了についても、万が一、地下水採取孔とかD補修性物質が検出された場合は、以前排水工から出すということを伺っているので、その完了をだから廃止措置の開始前ね。
0:57:25	廃棄施設として排水工だけ残るということで熔融炉心その認識で°Cんですよ
	ね。

0:57:34	日本原燃将来、その認識で一つだけ、
0:57:39	考え方としてなのでなんですが、管理建屋がずっと300年間、
0:57:46	のせるような設備ではないという認識もこちらございますので、廃棄する。
0:57:54	管理建屋を排出するタイミングで、
0:57:57	新たにまた処理の仕方。
0:58:00	等については、耐震性という形で補正をさせてもらおうと。
0:58:06	所をご理解いただいて認識してもらえればと思います。
0:58:15	規制庁のかな、それぞれ
0:58:17	300年外側に建物もたないとか、その更新が必要だということは当然あるでしょうから、そのときにまたの申請していただければそれはそれで問題ないかと思いますが、どうでしょうか。
0:58:30	そのようにさせていただいた日本原燃シマダでそのようにさせていただきますので、お願いいたします。よろしく願いいたします。
0:58:43	はい。
0:59:17	規制庁の鈴木です。こちらからは、
0:59:20	以上です。そちらから。
0:59:22	何かありますでしょうか。
0:59:32	はい、日本原燃の島田です。こちらからは特にございません。
0:59:37	はい。
0:59:38	いや、これで本日のヒアリングを終了したいと思います。
0:59:43	ありがとうございました。
0:59:45	ございました。